



おもいのせ みらいをたくす とうひょう日

問選挙管理委員会 ☎ (93) 1111 (代)

4月7日 (日) 千葉県議会議員選挙

投票時間 7:00 ~ 20:00

投票できる人

日本国民で富里市の選挙人名簿に登録された、次の①～③の要件を全て満たす人

- ①平成13年4月8日以前に生まれた人
- ②一定の犯罪により公民権が停止されていない人
- ③平成30年12月28日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上、富里市の住民基本台帳に記載されている人

▼県内の他市町村から富里市内に転入した人

平成30年12月29日以降に、県内の他市町村から富里市内に転入の届出をした人は、以前住んでいた市町村の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます（前住所地の選挙区）。投票するには、転出前または転入先などの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」が必要です。富里市では、市民課（市役所本庁舎1階）または日吉台出張所で発行します。

▼市内で転居した人

平成31年3月15日（金）以降に市内で住所を変更した人は、転居前の投票所での投票となります。

期日前投票

- 富里市役所1階ロビー 4月6日（土）まで 8:30 ~ 20:00
- 北部コミュニティセンター
（駐車場混雑時は、臨時駐車場をご利用ください）
4月6日（土）まで 9:00 ~ 19:00

投票入場券

投票所入場券は、各世帯主宛てに順次郵送します。各世帯員の入場券は、開いた内側に印刷されています。また、投票所入場券が届かないときや紛失したときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。

投票日に投票できない人は期日前投票をご利用ください

投票日に仕事や旅行などで投票に行けない人は、入場券の裏面に印刷してある宣誓書を記入し提出することで、期日前投票をすることができます。

長期出張などで市外に滞在中の人

事前に市選挙管理委員会に不在者投票をする旨の請求があれば、滞在先へ投票用紙を郵送します。投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。なお、不在者投票は、各投票日の前日まで可能ですが、手続に日数がかかりますので、早めに請求し、投票してください。

候補者情報・選挙公報

選挙公報は、次の日程で新聞朝刊に折り込んでお配りします。

- 千葉県議会委員選挙 4月3日（水）
- 富里市議会議員選挙 4月17日（水）
- ※市内の各公共施設でも配布します。

4月21日 (日) 富里市議会議員選挙

投票時間 7:00 ~ 20:00

投票できる人

日本国民で富里市の選挙人名簿に登録された、次の①～③の要件を全て満たす人

- ①平成13年4月22日以前に生まれた人
- ②一定の犯罪により公民権が停止されていない人
- ③平成31年1月13日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上、富里市の住民基本台帳に記載されている人

▼市内で転居した人

平成31年4月3日（水）以降に市内で住所を変更した人は、転居前の投票所での投票となります。

期日前投票

- 富里市役所1階ロビー
4月15日（月）～20日（土）
8:30 ~ 20:00
- 北部コミュニティセンター
（駐車場混雑時は、臨時駐車場をご利用ください）
4月15日（月）～20日（土）
9:00 ~ 19:00
- 県立富里高等学校1階第2応接室
4月17日（水）12:30 ~ 16:30

病院などに入院中の人は不在者投票を

県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人（一定基準以上の障害に該当する人）や介護保険法の要介護者で区分が「要介護5」に該当する人は、郵便で投票することができます。投票には、事前に「郵便投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、市選挙管理委員会に問い合わせてください。

代理投票

精神的・身体的な理由で字が書けないなど、投票用紙に自書できない人は、本人が投票所に行き、投票所の係員に申し出てください。係員が秘密を厳守し、投票の手助けをします。

